

住民関係事務事業（その 1）公営住宅事務事業の取扱いについて

住民関係事務事業（その 1）公営住宅事務事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 7 月 28 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-5	住民関係事務事業（その 1）公営住宅事務事業の取扱いについて
1 町営住宅の入居者選考委員会及び入居資格は、新町発足までに新たに調整する。 2 特定公共賃貸住宅の入居選考委員会及び入居資格は、新町発足までに神崎町の例により調整する。		

平成 16 年 7 月 28 日 確認・継続審議